

白馬村乗合タクシー 令和 5 年度運行計画

令和 5 年 3 月
白 馬 村

1. 運行目的

高齢者など自動車運転免許を持たない移動制約者の買い物や通院などの交通確保と社会参加を図るため、デマンド型乗合タクシーを運行する。

2. 運行期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

3. 運行方式

(1) 事業主体

白馬村

(2) 運行主体

アルプス第一交通株式会社、白馬観光タクシー株式会社

(3) 運行方法

デマンド型の乗合タクシーで戸口から戸口までの運行を行う。ただし、予約がない場合は運行しない。なお、旅客定員を超える予約がある場合は予備車両により対応する。

(4) 基軸路線

北方行き／佐野（さのさか観光協会）	⇒	飯田（JR 神城駅）	⇒
白馬町（白馬村役場）	⇒	新田（新田バスターミナル）	
南方行き／新田（新田バスターミナル）	⇒	白馬町（白馬村役場）	⇒
飯田（JR 神城駅）	⇒	佐野（さのさか観光協会）	

4. 利用対象者（※令和 5 年度の途中より年齢制限を撤廃予定（現在、制度設計中））

※以下は、現況の対象者区分

次の項目のいずれかに該当する者（イからトまでは村内に住所があること及び事前登録が必要）

イ 50 歳以上の者

ロ 妊娠中の者

ハ 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づく母子家庭等

ニ 生活保護法の規定に基づく被保護者世帯

ホ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者

ヘ 障害基礎年金等の受給者

ト 介護保険法に規定する要介護認定者及び要支援認定者

チ 前イからトの利用者に付き添う者

5. 運行日

月曜日から金曜日まで（祝日及び12月29日から1月3日を除く）

6. 運行

(1) 運行時刻

午前の便	午後の便
08:15	12:40
09:15	13:40
10:30	15:00
11:30	16:00

(2) 運行分担

	午前の便	午後の便
* 方面行き	白馬観光タクシー	
* 方面行き	アルプス第一交通	

7. 予約

(1) 予約方法

予約センターへ電話で予約（聴覚に障害のある者はファクシミリで可）

(2) 予約センター

白馬村社会福祉協議会事務局（白馬村大字北城 7025 番地）

開設時間／平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

(3) 予約時間

利用希望日の 2 日前（土日・祝日を除く）から利用希望便の出発時刻の 30 分前までに予約（ただし、始発便の予約は前日まで）

8. 運賃

(1) 普通運賃

村内全域 1 乗車 300 円（付添人及び 6 歳未満児は無料）

(2) 割引制度

回数券割引 11 枚綴り 3,000 円

9. 車両

(1)常備車両

特定大型車（ジャンボタクシー）／2台

(2)予備車両

普通車

10. その他

(1)運転免許証自主返納支援事業の拡充

平成28年4月に開始したこの事業は、乗合タクシー利用券33枚（11枚綴り回数券×3冊）を1回に限り交付するものであるが、高齢化の進展や自主返納の促進という点から事業の拡充を求める声があることから、令和元年度から「運転経歴証明書」を提示すれば、回数券が半額で購入できることとした。

引き続き、自主返納者の交通を継続的に支援し、高齢者の自主返納を促進するため、事業の拡充を検討する。

(2)利用対象者の制限の緩和

現在、白馬村が検討を進めている公共交通網の整備に向けた車両の併用実証運行の一環として、現在50歳以上としている利用者の年齢制限を、令和5年度のなるべく早い時期に廃止し、原則的に白馬村に住民登録のある全村民を対象とする。

緩和後の登録者・利用者の動向を確認し、以後の運行計画・運行体制の見直しを検討する。

(3)乗車ボランティアの試行

白馬村包括支援センターが募集するボランティアにより、乗合タクシーに乗車し、利用者の乗降の支援や見守りを行う「乗車ボランティア」を試行する。